

令和7年度 過疎地域集落再編整備事業及び過疎地域遊休施設再整備事業 募集要領

総務省自治行政局過疎対策室

1. 趣旨

過疎地域は、著しい人口減少と高齢化の進展、農林水産業の衰退、将来の維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、様々な困難に直面している。

過疎地域集落再編整備事業及び過疎地域遊休施設再整備事業は、このような課題に対応するため、集落移転、定住促進団地整備及び遊休施設等の有効活用などの支援を通じ、集落等の維持・活性化を図ることを目的とするものである。

2. 交付対象団体

交付対象団体は、以下に該当するものとする。

(1) 過疎地域集落再編整備事業

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）第2条第2項の規定により公示された過疎地域を有する市町村（以下「過疎地域市町村」という。）

②過疎法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、同法附則第7条第1項及び同法附則第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）

(2) 過疎地域遊休施設再整備事業

①過疎法第2条第2項の規定により公示された市町村

②過疎法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、同法附則第7条第1項及び同法附則第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）

③構成団体の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合等

※（1）①及び（2）①については、過疎法第3条第1項及び第2項並びに第41条第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む）に基づき過疎地域とみなされる区域（いわゆる「一部過疎地域」）又は同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村とみなされる区域を有する市町村の場合は、当該過疎地域又は特定市町村とみなされる区域において実施されるものに限る（以下同じ。）。

3. 募集する事業

(1) 対象事業

過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱（令和6年3月28日付け総行過第24号。以下「交付要綱」という。）第4（2）及び（3）に規定する事業とする。

(2) 実施期間

本事業として実施する取組は、令和7年度中に実施可能なものとし、原則として、翌年度に繰り越すことはできない。

また、複数年度に渡る事業であっても、交付対象となるのは、令和7年度内に実施されるものに限るので注意すること。

(3) 選定方針

本事業は、予算の範囲内で選定する。

また、交付金の額が要望の額に満たない場合があることに留意すること。

(4) 選定方法

応募書類に基づき、総務省自治行政局過疎対策室において選定する。なお、必要に応じて事業内容について確認を行うことがあるので留意すること。

(5) 評価項目

以下の項目をもとに、総合的に評価を行う。

①過疎地域集落再編整備事業

【必要性】

- ・事業を実施する必要性があるか。

【実現性】

- ・事業の実施について合意形成がなされているか。
- ・入居予定者の見込みが妥当であるか。

②過疎地域遊休施設再整備事業

【必要性】

- ・事業を実施する必要性があるか。
- ・遊休施設を改修すること自体が目的となっていないか。

【実現性】

- ・事業の実施について合意形成がなされているか。
- ・事業執行の管理体制が整っているか。
- ・期待される事業の効果及び施設利用見込み（目標稼働率）の積算は、妥当であるか。

【継続性・発展性】

- ・地域が直面する課題に対応するための手段（取組）として、改修後の施設の利活用方策が効果的であるか。
- ・継続的かつ発展的な展開が期待できるか。

4. 留意事項

- (1) 過疎法第8条に定める過疎地域持続的発展市町村計画（以下「過疎計画」という。）において、令和7年度に事業を実施することを位置づける取組を対象とする。

応募時点で過疎計画に当該事業の記載がない場合、実績報告書の提出までに記載後の過疎計画を提出することとし、交付決定の際には、当該事業について過疎計画に記載する旨の確約書を提出すること。

- (2) 交付申請までに事業を実施する用地、空き家、遊休施設等を取得（空き家・遊休施設の場合は借受けも可）する見込みであること。

- (3) 民間と競合する施設は、原則対象とならない。民間施設と競合することが考えられる場合、整備予定の施設との役割分担（競合しないこと）等を十分な合理性をもって説明できる資料を添付（任意様式）すること。
- (4) 事業管理が適切になされない場合は、交付金の返還を求める場合がある。
- (5) 3. (2) の「当該年度内に実施されるもの」には、令和7年度に実施設計のみを行う場合を含む（令和8年度中に工事を完了するものに限る。）。
- (6) 事業完了後の状況について、フォローアップ調査を行うので留意すること。
（N年度事業について、N+2年度夏（N+1年度分）、N+3年度夏（N+2年度分）に調査予定。）

5. 提出書類

以下の様式等を調製し、メールで提出すること。

(1) 過疎地域集落再編整備事業

①様式等

- ア 様式1-1「事業概要等」
 - イ 様式1-2「事業計画」
 - ウ 様式1-3「工程表」
 - エ 様式1-4「概要図」
 - オ 事業費内訳書（任意様式）
 - カ 事業に係る図面（任意様式）
 - キ 市町村管内部に事業実施場所、主要な公共施設又は公用施設（役場、学校、公民館、警察署、医療機関等）を図示したもの（任意様式）
 - ク 需要見込についての説明資料（任意様式）
 - ケ ア〜クを結合したPDFファイル
- ②「ア 様式1」については、対象事業ごとに様式が異なるので注意すること。
- ③「オ 事業費内訳書」については、交付対象経費と交付対象外経費の別がわかるように記載すること。
- ④「カ 事業に係る図面」については、整備予定図・家屋平面図等の整備内容がわかるものを提出すること。
- ⑤「ク 需要見込についての説明資料」については、聞き取り件数や移住希望者、住民からの要望件数、アンケート調査の結果等を用いるなど、入居予定者の見込み（需要見込み）を定量的かつ具体的に示すこと。

(2) 過疎地域遊休施設再整備事業

①様式等

- ア 様式2-1「事業概要等」
- イ 様式2-2「工程表」
- ウ 様式2-3「概要図」
- エ 事業内訳書（任意様式）
- オ 整備する施設に係る図面（任意様式）
- カ 市町村管内部に事業実施場所、主要な公共施設又は公用施設（役場、学校、

公民館、警察署、医療機関等）を図示したもの（任意様式）

キ 需要見込についての説明資料（任意様式）

ク ア～キを結合した PDF ファイル

- ②「エ 事業費内訳書」については、交付対象経費と交付対象外経費の別がわかるように記載すること。
- ③「オ 整備する施設に係る図面」については、施設平面図等の整備内容がわかるものを提出すること。
- ④「キ 需要見込についての説明資料」については、類似施設の利活用状況、当該市町村への観光入込客数等を用いるなど、利用の見込み（需要見込み）を定量的かつ具体的に示すこと。